

平成27年度 冬のコンプライアンス推進週間

eラーニングによるコンプライアンス研修（紙媒体受講用）

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

H27年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 はじめに

平成24年度より開始しましたeラーニングも、今年で4年目となりました。しかしながら不祥事根絶には未だ至っておりません。これからも、研修をはじめとする地道な取組の継続が求められています。どうか「知識」と「意識」の更新のため、しっかりと取り組んでください！



今回のeラーニングは、昨年に引き続き、総合教育センター教育情報課とタイアップして、「情報セキュリティ」を取り上げたのに加え、「飲酒」、「生徒指導」、「部活動」を取り上げました。この研修受講で得た知識を「きっかけ」として、各所属で不祥事を根絶する取組をさらに深めてください。

[▶ 次のページへ](#)

この欄は本文です。問題や選択肢、知っておくべき内容などが表示されます。選択肢がある場合は矢印をクリックしてください。

この欄はコラム欄です。本文の解説やミニ知識などを記載します。お読みください。

H27年度 冬のeラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 情報セキュリティ①（項目1/4）

まずは、情報セキュリティに関する「知識」から研修をスタートします。情報セキュリティに関するeラーニングは、教育情報課から提供していただきました。

「用語の定義」について

①情報セキュリティ

情報資産の機密性を保持し、情報の完全性及び可用性を維持すること

②情報セキュリティポリシー

企業や自治体等(教育委員会)が保有する情報資産のセキュリティ対策について取りまとめたもので、その基本方針並びにこれに基づく情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順をいう

③紙媒体のデータ

手書き又は印刷した文書、下書き、メモ書き等を含む紙のデータ

④機密性

情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできる状態を確保すること

⑤完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない正しい状態を確保すること

⑥可用性

許可された利用者が、必要ときに情報にアクセスできる状態を確保すること



「情報資産の分類」について

①分類1

徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条第1号から第7号に該当する情報が含まれている情報資産のうち、セキュリティ侵害が個人並びに団体及び組織の生命、財産等へ重大な影響を及ぼすおそれのあるもの

②分類2

徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号)第8条第1号から第7号に該当する情報が含まれている情報資産のうち、分類1以外のもの

③分類3

分類1及び分類2以外の情報資産



(参考) 徳島県情報公開条例第8条第1号から第7号の内容

- 1号 個人に関する情報
- 2号 法人等に関する情報
- 3号 審議、検討又は協議に関する情報
- 4号 事務又は事業の執行に関する情報
- 5号 犯罪の予防等に関する情報
- 6号 非公開を条件とする任意提供情報
- 7号 法令等又は国の機関の指示等による非公開情報

市町村立学校の先生方については、この機会に各市町村教育委員会の規定をご確認ください。

(問1) 次の事例は、情報セキュリティポリシー違反に当たりますか。下の選択肢から答えを選んでください。

a 教諭Aは、校外の複数宛先にメールを送信する際に、メールアドレス漏えい防止のため、CC欄を用いて送信した。

b 教諭Bは、内閣府マイナンバー制度担当室からメールが届いたので開いたところ、マイナンバー制度に関する修正プログラムが添付されていたため、これを直ちに実行した。

c 教諭Cは、部活動の全国大会に出場するため、昨年度に作成したファイルの3年生を削除し、1年生の氏名、生年月日、身長、体重等を入力した電子データを添付した上で、大会運営事務局に送信した。

d 教諭Dは、自宅や出張先でも校務を処理できるよう、校務用パソコンからヤフーにログインし、自分のヤフーメールに校務データを下書き保存している。

- ➡ ① すべて当たる ➡ ② aとcが当たる
➡ ③ cとdが当たる ➡ ④ aとcとdが当たる

①が正解です

a 校外の複数宛先にメールを送信する際は、**BCC(ブラインドカーボンコピー)欄を使用**してください。名前がよく似て混同しやすいのですが、CC(カーボンコピー)欄は使用しないでください。

b **国やその関係機関を騙る送信元不明のメール等の不審なメールを受信した場合は、直ちにそのメールを削除**してください。特に、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください。

c 生徒の氏名、生年月日、身長、体重等は**分類2の情報資産に該当し、原則として電子メールでは送信できません**。校務上やむを得ず、校外へ情報資産を送信する場合は、管理職の指示に従い、内容に応じて暗号化やパスワード設定の処置等をする必要があります。また、過去に作成したファイルに複数シートがある場合は、不要なシートや不要なデータが添付されていないか確認してください。

d 徳島県教育委員会情報セキュリティポリシー上、**ウェブで利用できるフリーメールを使用することはできません**。市町村立学校の先生は、各教育委員会ごとの情報セキュリティポリシーをご確認ください。

➡ 次のページへ

(問2) 次の事例は、情報セキュリティポリシー違反に当たりますか。下の選択肢から答えを選んでください。

a 教諭Aは、通知表を保護者に発送する際に、内容物、住所、宛名、封などの確認を1人で丁寧に行った上、発送した。

b 教諭Bは、校務用パソコンで校務を処理しているが、一時的な作業だったため、校務用パソコン内に保存した。

c 教諭Cは、校務上やむを得ず追加しなければならないソフトウェアがあったが、フリーソフトで購入の手続きが不要であったため、すぐにダウンロードした。

d 教諭Dは、自宅で校務を処理することが多く、私物のUSBメモリで校務データを持ち帰っている。

- ➡ ① すべて当たる ➡ ② aとbとcが当たる
➡ ③ aとcとdが当たる ➡ ④ aとdが当たる

③が正解です

- a **分類2の情報資産を発出する場合**、内容物、住所、宛名、封などを**2名以上で確認**しなければなりません。
- b 校務用パソコンで、一時的に作業をする場合は、校務用パソコンに保存しても構いません。ただし、**作業が終わり次第、ファイルサーバ内にデータを保存**しなければなりません。
- c 校務上やむを得ず追加しなければならないソフトウェアについては「**端末装置に係る(新規)ソフトウェア追加等届出書**」を作成の上、**校長の許可を得なければなりません**。
- d 電子媒体の情報資産を校外に持ち出す場合、**学校管理のUSBメモリを使用しなければなりません**。また、自宅で私物パソコンを利用して業務を行う場合には、**校長に私物パソコンの利用登録を申請し許可を得なければなりません**。

➡ 次のページへ

12月から1月にかけては、忘年会や新年会、クリスマスやお正月といった職場や個人での飲酒の機会が多くなる時期です。しかし、楽しい雰囲気の中で会話が弾むといった良い面だけでなく、飲酒による不祥事といった悪い面もまた起こりやすい時期といえます。そこで、この項目では、今年度(4月～9月)に発表された他県の事例をもとに、飲酒をめぐる注意点について再確認をしましょう。



(問3) 次の事例ではどのような処分が行われたでしょうか。

教諭Aは、飲食店で飲酒した後の午前1時頃、立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場で、駐車していた車両のリアワイパーを折って破損させた。

- ➡ ① 免職 ➡ ② 戒告 ➡ ③ 訓告

◇懲戒処分とは

「免職」、「停職」、「減給」、「戒告」の4つの処分のこと。「訓告」(文書や口頭による)や嚴重注意などは、懲戒処分には該当しない。(地方公務員法第29条)

②が正解です

(注) 本研修で取り上げる事例における懲戒処分は、あくまでその事例を所管する教育委員会の判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であり、同様の事例でも処分の重さは事例毎に異なります。

損害賠償を伴うような行為を行った場合、当然ながら酒の上でのことだからと、大目に見てもらえることはありません。自分を失うほどの酩酊、泥酔といった状態に陥らぬよう、その前に心のブレーキを忘れないでください。特に、「酒を飲んで自分の言動を記憶していない」経験のある人は要注意です。なお、この事例では**戒告**となっていますが、もちろん行為によってはさらに重い処分もあり得ます。

➡ 次のページへ

標準的な処分量定

分類	非違行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
器物損壊	故意に他人の物を損壊した教職員			○	○
酩酊等による粗暴な言動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員		○	○	○

◇参考 物を壊した場合、もし相手方が「謝罪、被害の弁償、示談」を受けてくれなければ、刑事処分が行われることとなり、罰金刑以上の前科がつくことになります。酒の上のことだからといって、いつも寛大に許してくれるものと考えてるのは大きな誤りです。

(問4) 次の事例に関する下の文を読んで、()にあてはまる処分を答えください。

教諭Aは、平成24年6月から平成27年1月にかけて、飲酒の席等で、女性職員の手を握る、太ももを触る、胸を触る、キスをするといったセクシュアル・ハラスメントを4回行った。

この事例では、相手を不快にさせる性的な言動が繰り返されていることから、本人に対しては()、また管理監督責任が問われ、校長に対して訓告の処分が行われた。

- ➡ ① 停職
➡ ② 戒告
➡ ③ 訓告



◇教職員に対するわいせつ・セクハラ◇

文部科学省が平成27年1月に公表したデータでは、平成25年度における教育職員によるわいせつ・セクハラ行為の相手は、自校の児童生徒(卒業生含む)47.4%、教職員10.2%、18歳未満の者17.6%、その他一般人24.9%となっています。

①が正解です

非違行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を繰り返した教職員		○	○	

教諭Aの実際の処分は**停職6月**というものでした。

「酒席は無礼講」などと開き直ることは決して許されないので。

また、校長が管理監督責任を問われていますが、この事例の場合、職場関係の飲み会で起こっていることは、重く受け止めなければなりません。

➡ 次のページへ

わいせつ・セクハラ防止のために

- 性的言動を不快に感じるかどうかについては、個人間、男女間、世代間で受け止め方に差があることを認識すること。
- 相手の人格を尊重し、お互いがパートナーであるという意識を持つこと。

Page12 飲酒③ (項目2/4)

(問5) 次の事例において、懲戒処分等(訓告等を含む)を受けた人は何人だったでしょうか。

副校長Aを責任者とする某中学校第2学年団(6人)は、県外施設で実施された2泊3日の自然教室に生徒を引率した。そこで、深夜に主幹教諭Bが使用している部屋において、複数の教員が飲酒した。

1日目はBと教諭C・Dが、2日目はBと教諭C・Eが飲酒した。教諭Fは飲酒はしなかったものの2日目に同席した。

➡ ① 1人

➡ ② 4人

➡ ③ 5人

➡ ④ 6人



◇超勤4項目(平成15年政令第484号より)

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常変災の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

Page13 飲酒③ (項目2/4)

④が正解です

学校が計画・実施する、宿泊を伴う修学旅行や林間学校・臨海学校に、児童・生徒を引率する場合は、たとえ夜間であっても勤務時間と見なされます。

当然その教育活動中、児童・生徒の指導監督義務を負うわけですから、飲酒という行為は許されません。

この事例での懲戒処分等は、次のようになっています。

主幹教諭B …… 減給4月(10分の1)
 教諭C …… 減給3月(")
 教諭D・教諭E …… 減給1月(")
 教諭F …… 訓告
 副校長A …… 訓告



➡ 次のページへ

◇標準的な処分量定

分類	非遵行為の具体例	免職	停職	減給	戒告
生徒指導における不適切行為	修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど、不適切な言動をした教職員		○	○	○

Page14 飲酒④ (項目2/4)

(問6) 次の文の()の中に、飲酒運転事例でよく出てくるキーワードを答えてください。

教諭Aは、平成27年4月19日(日)の午後5時10分頃から午後10時頃にかけて、同僚職員ほか1名とともに飲食店2店で飲食した際、ビール中ジョッキ1杯半と焼酎3.5合を飲んだ。店を出た後、同席者(同僚ではない)が(①)を呼ぼうとしたところ、これを断り、駐車場に止めてあった車で(②)した後、午前4時20分頃に車を運転して飲食店付近の駐車場を出た。

自宅に向かっていた午前4時30分頃に、整備不良のため警察官に呼び止められてアルコール検査を受け、呼気1リットル当たり0.32ミリグラムのアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で逮捕された。

教諭Aは懲戒免職、同席した同僚職員は飲酒運転を防止することを怠ったとして訓告、また管理監督責任を問われ、校長が訓告の処分を受けた。

➡ 次のページへ

- ◇飲酒運転とは 呼気1リットル中のアルコールが0.15mg以上(いわゆる「酒気帯び運転」)をいいます。なお、道路交通法でいう「酒酔い運転」とは、アルコール濃度に関係なく、安全な運転ができなくなるおそれがある状態での運転をいいます。

(解答) ①運転代行 ②仮眠

運転代行を呼ぶつもりで酒席に参加し、結局飲酒運転してしまうケースが後を絶ちません。**酔いが理性を麻痺させる危うさを軽んじてはいけません。**
飲酒運転防止に最も有効なのは、「**酒席に車で行かない。**」ことなのです。

仮眠をとり、酔いが醒めたと思って飲酒運転してしまうケースもまた多いです。この事例のようにある程度以上の飲酒をした場合、6時間程度仮眠したとしても、アルコールは分解されないことを知っておく必要があります。

そしてこの事実は、**誰にでも二日酔いによる飲酒運転の危険性が存在すること**を示しているともいえるのです。

▶ [次のページへ](#)

◇運転代行を頼む際は



- 1 運転代行は飲酒前に手配！（同席者は乗るところまで確認を！）
- 2 運転代行には自宅駐車場まで入れてもらう！
- 3 運転代行で帰宅した後は外出禁物！
- 4 運転代行利用の翌朝も注意！

ここからの項目では、生徒指導に関する事例を取り上げます。

(問7) 次の事例では、教諭Aに対して戒告処分が行われています。どこに、不適切な点があったのか教えてください。

公立高校の教諭Aは、平成27年5月22日午後3時40分頃、校外学習に引率した生徒が集合時間に遅れたことを指導した際、公共の広場(都道府県庁前)において、同校第2学年生徒95名を、午後4時5分頃までの約25分間、石畳の上に正座をさせた。



▶ [次のページへ](#)

(解答) 石畳の上での25分間の正座は体罰にあたる

教諭Aの指導は、石畳の上での正座が約25分間にわたっており、これは**肉体的苦痛を伴う体罰**とみなされるものです。また、この指導は公共の広場で行われており、公衆の視線にさらされる**生徒の精神的苦痛やその光景を見る人たちの戸惑いも大きい**ことが容易に推察され、教育上も公衆道徳上も誠に不適切な指導と言わざるを得ません。

さらに、教諭Aは、この年の4月にも、校内の生徒指導において、アスファルトの上に正座することを命じています。(懲戒処分は受けていない。)

▶ [次のページへ](#)

◇体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)より (24文科初第1269号)

懲戒と体罰の区別について

その懲戒の内容が、身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(問8) 次の事例での教員の処分は、次のうちのどれでしょうか？

高等学校の教諭Aは、担任の女子生徒が体育祭の開会式に来なかったため、その生徒が出場する予定だった種目に代理の生徒を出場させることとし、準備を指示していた。ところが競技開始前にその生徒が登校したため、代理で準備していた生徒に謝るよう促した。

しかし、その謝り方が不十分であるとして、女子生徒に対して他の生徒数人の前で土下座をするよう指示し、その様子をスマートフォンで撮影した後、「謝るというのはこういうことや。」とその画像を本人に見せた。

その後、その生徒が遅刻や欠席を繰り返したことから、別の教諭が事情を聞いて発覚することとなった。教諭Aは、「かっとなってしまい、反省している。写真はその日のうちに削除した。」と話した。

- ➡ ① 停職
- ➡ ② 戒告
- ➡ ③ 厳重注意



②が正解です

この事例では、生徒にいわゆる肉体的苦痛を与えるほどの体罰は行われていません。しかしながら、他人の見ている前で、最も屈辱的な謝罪方法である土下座を命じ、さらにそれを撮影して本人に見せつけるという行為は、たとえ当該生徒にどのような態度があったにせよ、その自尊心を打ち砕く侮蔑的言動で、まさに不適切な指導といえます。

管理監督の責にあった校長は厳重注意処分を受けています。

➡ 次のページへ

◇標準的な処分量定

非遵行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合				体罰の量定に準じて取り扱う

次からは、部活動に関係する不祥事から学びます。(扱うテーマは、“体罰”以外の内容です。)

(問9) 次の事例では、当事者である2人の教諭に対して戒告処分が行われています。どこに、不適切な点があったのか教えてください。

平成25年8月1日午前6時頃から同月2日午後7時頃までの間、教諭AとBの2人は、顧問を務める勤務校の部活動遠征試合の引率に際し、宿泊を伴う学校行事の届出をせず、両日も公共交通機関による日帰りの出張を申請し、申請どおりの出張命令を受けたにもかかわらず、貸切バスを利用し、同遠征試合を実施するとともに、引率教員分の貸切バスの費用を、同部に所属する同校生徒に負担させた。



➡ 次のページへ

(解答)

- ①宿泊を伴う学校行事を計画したにもかかわらず、その際に届け出るべき手続きを行っていない。
- ②両日とも公共交通機関による日帰りの出張という虚偽の申請を行い、出張命令を受け、不適切な出張旅費を受け取っている。
- ③実際には公共交通機関を用いることなく貸切バスを利用し、その費用までも生徒に負担させている。



ここをクリックすると、「部活動における適切な会計処理のためのセルフチェック」が表示されます。ぜひ、各自でチェックしてください。

➡ 次のページへ

(問10) 部活動指導において留意すべきこととして、体罰防止とともにセクシュアル・ハラスメント防止があげられます。次の①～④で、基本的な考え方として正しいものを1つ選んでください。

- ➡ ① 日本陸連のトレーナー資格を有している教員が、部活動において異性の生徒に積極的にマッサージやテーピングを行うことは、何ら問題ない。
- ➡ ② 体操競技では、安全確保のため、選手の体に触れて指導することはやむを得ないものであり、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性は基本的でない。
- ➡ ③ 交通の便が悪い地域にあつては、例えば夜8時を過ぎて最終のバスに乗れない生徒が出た場合、安全確保の観点から生徒の自宅まで送っていくのはやむを得ない。
- ➡ ④ 個人レッスンをはじめ、生徒を一对一で指導しなければならない場面が生じた際は、部屋のドアを開けて活動しており、密室状態にすることはない。



④が正解です

- ① マッサージやテーピングは、緊急のけがや疾病と違い、本来顧問としての責務ではなく、スポーツ・セクハラ的口実になる例も少なくありません。生徒から依頼された場合も、密室でない、衆人の目が届く環境で行うことが必要です。
- ② たとえ安全確保や介助のためであっても、場合によってはセクハラになる可能性を含んでいることを認識すべきです。補助することへの理解を得ること、不快に感じる触れ方をしないこと、身体接触は必要な範囲に限ること等を常に意識することが肝要です。
- ③ まずは、送る必要がある時間まで部活動をする必要性を考え直すべきです。車は密室のため、送迎はセクハラの誤解を受けやすい行為といえます。保護者の送迎を期待すべきであり、送らざるを得ない場合も事前に保護者の了解を得ておく必要があります。
- ④ 教師と生徒の関係を、強者と弱者と捉え、強者が密室を作り出す行為は、それ自体がセクハラの第一段階と認識すべきです。

➡ 次のページへ

◇世界の常識

日本のような部活動はないものの、一对一でゼミを行うような場合、密室を作らないことが最優先されます。これは、教師と生徒がそれぞれ男・女の場合だけでなく、女・男、女・女、男・男の場合でも同じです。

Page24 不祥事が与える影響

不祥事を起こした場合には、個人はもとより家族及び教職員全体に大きな影響が及ぶことを忘れてはいけません。



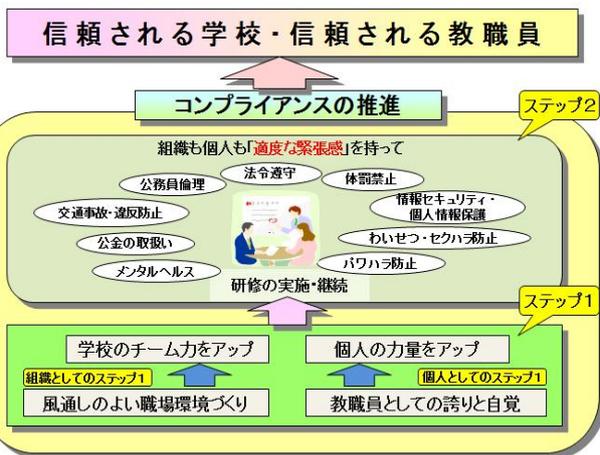
ここをクリックすると、資料「不祥事が与える影響について」が表示されます。様々な影響をまとめてありますので、ぜひ御覧ください。



次のページへ

Page25 おわりに

コンプライアンス推進の最終目的は、「不祥事の防止」ではなく、「信頼される学校・教職員の実現」です。このことは、「教職員としての誇りと自覚」・「風通しの良い職場環境」という土台の上に、常に「適度な緊張感を持って」様々な研修・啓発を積み重ねて実現されるもの



です。今回の研修をもとに、各所属で研修を深め、信頼される教職員・学校を目指しましょう！

eラーニングシステムのトップへ

eラーニング研修おつかれさまでした。アンケートの提出に御協力ください。

以上で、研修は終了ですが、研修途中に出てきました2つの資料を次項に掲載しますので、御活用ください。

部活動における適切な会計処理のための留意事項 (セルフチェックをしてみましょう！)

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

次にあげる各項目について、自身を振り返り、きちんとできている項目に ✓ をつけましょう。



1 保護者の負担軽減

- 年間計画及び昨年度決算を基に予算を組む。参加大会の精選，用具を大切に作る心の育成等に努める。
- 一度に高額を集めるのではなく，保護者の負担を考えて計画的に集める。
- 経費は部活動にとって不可欠なことにものみ使用する。常に購入理由等を考え，説明できる使い方をする。



2 説明責任を果たすための適正な管理

- 経費を徴収する場合は，文書により保護者に事前に通知し，現金を領収した際は領収書を発行する。
- 経費支出に係る領収書等を適切に保管し，収支状況を明らかにし，保護者に対し文書で会計報告を行う。
- 残金が生じた場合は，速やかに保護者に返金する。
- やむを得ず現金を保管する場合は，厳重かつ適正に管理する。
- 会計処理に当たっては，通帳と印鑑を別に保管する等，常に複数の教職員による確認が行われるようにする。

✓ が入らなかった項目があれば，すぐに是正してください。



不祥事を与える影響について

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

不祥事を起こした場合には、個人はもとより家族及び教職員全体に大きな影響が及びことを忘れてはいけません。

○ 児童生徒を教え導く職としての責任

信頼して指導を受けてきた児童生徒を裏切り、心に深い傷を残し、今後の成長に多大な悪影響を与えます。



○ 教職員全体の信用失墜

- ・懸命に日々の教育活動に取り組んでいる教職員全体の信用を一瞬にして失わせるとともに、県民の教育に対する信用を失墜させることとなります。
- ・児童生徒・保護者・地域住民からの信頼を失うことは、様々な面で学校運営に支障をきたすこととなります。
- ・一度失われた信頼を回復するには、多くの時間と大きな労力を要し、その損失は教育界にとって計り知れないものとなります。

○ 身分上の責任

地方公務員法に基づき、免職・停職・減給及び戒告の懲戒処分等が行われます。

○ 刑事上の責任

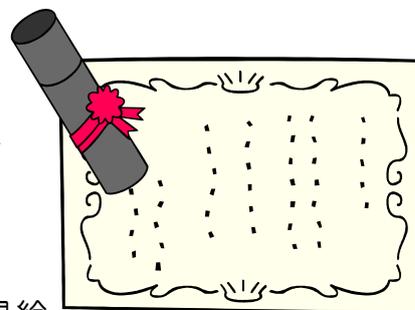
刑法・児童福祉法・道路交通法などの刑罰規定により、懲役刑や罰金刑などが科せられます。

○ 民事上の責任

- ・被害者の身体的・精神的損害や金銭的損害に対して治療費や慰謝料の賠償の責任が生じます。
- ・公務員が職務上の行為として他人に損害を与えた場合、職員に故意又は重大な過失がある場合、自治体から求償権を行使される場合があります。

○ 教員免許の失効

懲戒免職の処分を受けた場合及び禁固刑以上の刑に処せられた場合、教員免許状は失効し、管理者へ返納しなければなりません。



○ 給与・医療・年金面での影響

- ・懲戒処分を受けた場合、給料や期末勤勉手当、昇給や退職手当等に影響します。
- ・懲戒免職により公立学校共済組合の資格を喪失し、当該組合の保険証では家族（被扶養者）を含め、医療機関で受診できなくなります。
- ・懲戒処分を受けた場合、年金額（共済年金）は、受けなかった場合に比べて減少します。

◇参考◇ 懲戒処分が給与にもたらす影響
(「教職員の不祥事根絶を目指して」H22.3 熊本県教育委員会作成 より)

次に示す数値は、定年まで懲戒処分を受けることなく働いた場合との差額で、あくまで当時の熊本県の県立学校教諭におけるモデル例です。(実際には採用時の年齢・前歴や昇給・昇任などの経過により、個々人で影響額は異なります。)

★採用13年目(35歳)の9月1日に懲戒処分を受けた場合

減給1/10×3月	約 195万円
停職6月	約 490万円
免職	約 2億745万円(退職手当含む)

○ 家族等への影響

- ・ 氏名等の公表により、本人のみならず配偶者や家族、親戚に対する周囲からの視線が気になり、引っ越し等を余儀なくされたり、家族崩壊の状態になる例があります。
- ・ 収入がなくなることから、ローンも滞り、生活費も得られなくなる例があります。